鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目次

◇規則
災害救助法施行細則の一部を改正する規則
◇告示
身体障害者福祉法による医師の指定
被爆者一般疾病医療機関の指定
土地改良事業の認可（二件）
製造の請負等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年十二月十四日

鳥取県知事　平林鴻三

鳥取県規則第五十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の㈣の⑴中「九、五〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改め、同表の一の2の㈢中「九〇一、〇〇〇円」を「九一四、〇〇〇円」に改め、同表の二の1の㈢中「六四〇円」を「六八〇円」に改め、同表の三の3の㈠中

「

一二、三〇〇円	一五、六〇〇円	二二、七〇〇円	二七、一〇〇円	三四、二〇〇円	四、九〇〇円
一九、九〇〇円	二五、五〇〇円	三五、四〇〇円	四一、四〇〇円	五二、四〇〇円	七、〇〇〇円

」を

「

一二、八〇〇円	一六、三〇〇円	二三、七〇〇円	二八、二〇〇円	三五、六〇〇円	五、一〇〇円
二〇、七〇〇円	二六、六〇〇円	三六、八〇〇円	四三、一〇〇円	五四、五〇〇円	七、三〇〇円

」

に改め、同表の三の3の㈡中

「

四、一〇〇円	五、六〇〇円	八、三〇〇円	一〇、一〇〇円	一二、九〇〇円	一、七〇〇円
六、四〇〇円	八、五〇〇円	一二、一〇〇円	一四、四〇〇円	一八、一〇〇円	二、三〇〇円

」を

「

四、三〇〇円	五、八〇〇円	八、七〇〇円	一〇、五〇〇円	一三、四〇〇円	一、八〇〇円
六、七〇〇円	八、九〇〇円	一二、六〇〇円	一五、〇〇〇円	一八、九〇〇円	二、四〇〇円

」

に改め、同表の六の3中「一九一、八〇〇円」を「一九四、七〇〇円」に改め、同表の八の3の(二)中「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表の十一の4の(一)中「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表の十二の3中「五八、三〇〇円」を「六一、二〇〇円」に改める。

別表第二の一の1中「一〇、七〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表の一の2中「一、四〇三円」を「一、四八二円」に、「九五七円」を「一、〇一〇円」に、「八三九円」を「八七八円」に、「一、三三七円」を「一、四一六円」に、「一、三九〇円」を「一、四四二円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

告　示

鳥取県告示第千二百二十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十四日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
内科	心臓機能障害	小田大	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
神経内科	肢体不自由	深田忠次	〃

脳神経外科	〃	石井喬	〃
呼吸器外科心臓血管外科	呼吸器機能障害	山家武	〃
整形外科	肢体不自由	平川訓己	米子市西町三六－一 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	益永恭光	米子市皆生一四八〇 山陰労災病院
脳神経内科	〃	神庭誠	東伯郡三朝町山田六九〇 国立三朝温泉病院
耳鼻いんこう科	聴覚障害	槇野博規	米子市皆生一四八〇 山陰労災病院
整形外科	肢体不自由	星川宏之	鳥取市尚徳町一一七 鳥取赤十字病院
脳神経外科	〃	安井敏裕	鳥取市田島三六一－一 鳥取生協病院
内科	心臓機能障害	安東良博	日野郡日南町生山五一一－七 日南病院
整形外科	肢体不自由	橋詰博行	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
耳鼻いんこう科	聴覚障害	卜部信行	鳥取市尚徳町一一七 鳥取赤十字病院
眼科	視覚障害	大源和彦	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院

鳥取県告示第千二百三十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十四日

鳥取県知事　平林鴻三

名称	所在地	指定年月日
医療法人厚生会米子内科クリニック	米子市加茂町一丁目一六	昭和五十七年十二月七日

鳥取県告示第千二百三十一号

境港市から申請のあつた市営土地改良（五ケ井手地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十四日

鳥取県知事　平林鴻三

鳥取県告示第千二百三十二号

境港市から申請のあつた市営土地改良（森岡地区農道整備）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十四日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第千二百三十三号

昭和五十八年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントに係るものを除く。）について県が行う指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和五十七年十二月十四日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、契約の種類及び予定金額に対応させて定めた資格とする。

1　資格審査基準日（昭和五十八年一月一日をいう。以下同じ。）前二年の各事業年度における製造高、販売高又は収入高
2　従業員の数
3　資本又は出資の額
4　営業年数
5　機械器具、車両、運搬具等の保有量
6　流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）
7　その他経営及び信用の状態

二　資格審査の申請手続

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、昭和五十八年二月二十八日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

1　経営実態調書（様式第二号）
2　営業用機械器具調書（様式第三号）
3　貸借対照表（資格審査基準日前一年の事業年度分のもの）（様式第四号）
4　資格審査基準日前一年に納税義務の発生した国税（法人税又は所得税に限る。）及び鳥取県の県税（事業税及び自動車税に限る。）の納税証明書
5　営業証明書（法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては市町村長の証明書）
6　許可、認可等を必要とする業種にあつては、これを証する書面
7　個人にあつては、禁治産者、準禁治産者又は破産者で復権を得ない者でないことを証する書面

8　印鑑証明書
9　砂利採取業又は採石業を営む者にあつては、昭和五十六年度に鳥取県に砂利又は採石を納入した実績（金額）を証する書面
10　委任状（年間委任の場合に限る。）
なお、昭和五十七年度に資格を得たもので、引継き昭和五十八年度においても、指名競争入札参加資格審査願を提出する者については、5、7及び8に掲げる書類の提出を省略することができる。
三　資格審査の結果の通知
資格審査の結果、資格が決定したときは、資格決定通知書によりその旨を通知する。
四　資格の有効期間
一による資格の有効期間は、昭和五十八年度限りとする。ただし、昭和五十九年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第一号（表面）

指名競争入札参加資格審査願

鳥取県知事　平　林　鴻　三　殿

昭和58年度において鳥取県で発注される下記営業種目の 製造の請負／物件の売買／役務の提供 に係る指名競争入札に参加する資格の審査を受けたいのでお願いします。

なお、この資格審査願の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

昭和　　年　　月　　日

郵便番号 □□□－□□

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　　局（　）－　　　番

記

審査を希望する営業種目	裏面のとおり

店舗の写真	本社（本店）の位置（略図）

（注）審査願は、支店、営業所等があつても本社名で記入し提出すること。

（裏面）

審査を希望する営業種目

番号	大　分　類	番号	小　分　類	記　　　　事

様式第２号（表面）

経　営　実　態　調　書

昭和　　年　　月　　日

(1)区　分	支　社（支　店）営　業　所　等	
商号又は名　称		
所　在　地		
代　表　者		
郵便番号 電話番号	〒 局（　）ー　　番	〒 局（　）ー　　番

(2)営業年数	創　業	現組織に変更	営業年数
	年　月　日	年　月　日	年　月

(3)製造高、販売高又は収入高	直前第２年度分決算から		直前第１年度分決算から		年間平均高
	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	
	千円	千円	千円	千円	千円

(4) 経営規模

① 流動比率	流動資産　千円 / 流動負債　千円 × 100＝　（貸借対照表より）　％	％

② 従業員の数	技術関係職員	事務関係職員	販売関係職員	その他の職員	計
	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）

③ 資本（又は出資）の額 区　分	直前決算時（千円）	剰余（欠損）金処分（千円）	計（千円）
資本金（又は出資金）			
準備金			
積立金			
繰越金（繰越欠損）			
計			

④ 設備 区　分	機械器具（千円）	車両・運搬具（千円）	工具・器具（千円）	計（千円）
①価格（取得・製作）				
②減価償却費				
①－②価格				

(5)前年度登録の状況	登録の有無	有　無	登録業種及び番号	業No.	左の格付　級

（裏面）

	番号	大分類	番号	小分類	左記分類の代理店又は特約店
(6) 代理店又は特約店					
(7) 摘　要					

（注）　代理店又は特約店は、業種別にできるだけ詳細に記入し、その証明書を併せて添付すること。欄内に記入できないときは、別紙に記入すること。

様式第3号

営業用機械器具調書

名称	銘柄規格等	台数	購入年月	購入時の価格	備考
				円	

（注）1　本表は、この審査願提出の直前のものについて記入すること。
　　　2　本表は、経営実態調書の「④設備」の欄の内訳明細として作成するものとする。

様式第４号

貸借対照表

（　　年　　月　　日現在）

資産の部		資本の部	
項目	金額	項目	金額
現金・預金	円	支払手形	円
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
原材料		未払金	
仕掛品		未払費用	
製品（商品）		預り金	
貯蔵品		前受金	
その他の流動資産		その他の流動負債	
計（流動資産）		計（流動負債）	
土地		長期借入金	
固定資産（土地を除く。）		その他の固定負債	
無形固定資産			
投資		計（固定負債）	
その他の固定資産			
		負債計	
計（固定資産）		資本金及び剰余金	
		当期利益金	
繰延勘定			
		計（資本）	
合計		合計	